(四) 生活機能を維持改善するリハビリテーションを行っていること。
(五) 地域に貢献する活動を行っていること（平成二十七年度に限り、平成二十八年度中において当該活動を行うことが見込まれることを含む。）。
(3) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)(iii)又は(vi)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(2)の規定を準用する。この場合において、(2)(二)b中「百分の五十」とあるのは「百分の三十」と、(2)(三)中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替えるものとする。
(4) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)(i)又は(iii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(一) (1)(一)、(二)及び(四)から(六)までに該当するものであること。
(二) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。
(5) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)(ii)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(一) (4)に該当するものであること。
(二) (2)(二)から(五)までの規定を準用する。この場合において、(2)(二)b中「百分の五十」とあるのは「百分の三十」と、(2)(三)中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替えるものとする。
(6) 病院療養病床短期入所療養介護費(III)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(一) (1)(一)、(二)及び(四)から(六)までに該当するものであること。
(二) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ホ 病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(1) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(一) 療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定短期入所療養介護事業所であること。
(二) 当該療養病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
(三) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
(四) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。
(五) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イ（同令第五十一条の規定の適用を受ける場合を含む。）に規定する基準に該当するものであること。
(六) ニ(1)(四)、(七)及び(八)に該当するものであること。
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(一) 当該療養病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が八又はその端数を増すごとに一以上であること。
(二) (1)(一)及び(三)から(六)までに該当するものであること。

ヘ ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(1) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)又は(IV)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(一) ニ(1)(一)、(四)及び(六)から(八)までに該当するものであること。
(二) 当該療養病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
(三) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
(四) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(3)に規定する基準に該当していないこと。
(2) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(II)又は(V)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(一) (1)に該当するものであること。
(二) ニ(2)(二)から(五)までの規定を準用する。
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(III)又は(VI)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(一) (1)に該当するものであること。
(二) ニ(2)(二)から(五)までの規定を準用する。この場合において、ニ(2)(二)b中「百分の五十」とあるのは「百分の三十」と、ニ(2)(三)中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替えるものとする。
(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(1)(二)から(四)まで並びにホ(1)(一)、(五)及び(六)に該当するものであること。

ト 特定病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
ニ、ホ又はヘのいずれかに該当するものであること。

チ 診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(1) 診療所短期入所療養介護費(I)(i)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(一) 診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。
(二) 当該指定短期入所療養介護を行う病室（医療法施行規則第十六条第二号の二又は第三号に規定する病室をいう。以下このチ及びリにおいて同じ。）における看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等（当該病室における指定短期入所療養介護の利用者及び入院患者をいう。以下このチ及びリ（第六十四号において準用する場合を含む。）において同じ。）の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
(三) 当該病室における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
(四) 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。
(五) 当該指定短期入所療養介護を行う診療所における療養病床以外の病床の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上であること。
(六) 療養病床を有する診療所においては、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号及び第四号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。
(七) 診療所（(六)の診療所を除く。）においては、食堂及び浴室を有していること。
(2) 診療所短期入所療養介護費(I)(ii)又は(v)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(一) (1)に該当するものであること。
(二) ニ(2)(二)から(五)までの規定を準用する。
(3) 診療所短期入所療養介護費(I)(iii)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(一) (1)に該当するものであること。
(二) ニ(2)(二)から(五)までの規定を準用する。この場合において、ニ(2)(二)a中「百分の五十」とあるのは「百分の四十」と、ニ(2)(二)b中「百分の五十」とあるのは「百分の二十」と、ニ(2)(三)中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替えるものとする。
(4) 診療所短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
(一) (1)(一)及び(四)から(七)までに該当するものであること。
(二) 当該病室における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。